

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会
ドイツ市場向けプロモーション事業

企画競争説明書

令和6年6月19日

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会
欧米豪・東南アジア誘客部会

下記のとおり、北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会ドイツ市場向けプロモーション事業の企画提案書の提出を招請します。応募される方は、下記事項に留意のうえ応募して下さい。

なお、本事業は、北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会欧米豪・東南アジア誘客部会（以下、「本部会」という。）において実施するものです。

記

1 事業名

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会ドイツ市場向けプロモーション事業

2 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

3 業務委託料上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 企画提案書記載内容

(1) 業務内容に関する具体的な企画案

ア 別紙「仕様書」中の「事業目的」をより効果的に達成することができる企画案とすること。

イ コンセプトの策定にあたっては、3つ星街道エリアの観光資源や、本事業のターゲット、競争環境等の外部環境を踏まえ、ブランドイメージ、ストーリー、クリエイティブ制作の方向性等について、具体的に提案すること。

ウ ランドオペレーター等招請事業等の実施にあたっては、商品造成力やドイツ現地リテラー等とのコネクション、販売力などを踏まえて被招請者を提案すること。

エ セールスツールの制作にあたっては、今後のドイツ現地リテラー等や本事業のターゲットに向けて効果的なツールを具体的に提案すること

オ 仕様書に記載した事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない提案も受け付ける。

カ 目標値を明記すること。

(2) スケジュール及び実施体制

ア 業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

イ 予定人数を含め、担当業務ごとに業務実施体制を詳細に記載すること。

ウ 本事業の実施にあたり参考となる過去2年以内の業務実績を1件以上記載すること。

(3) 参考見積及びその内訳

ア 経費見積は、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と区分して記載すること。

(4) 再委託等の予定

再委託の予定（下記イの業務に限る。）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め発注者の承諾を得る必要があるので留意すること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分におけるイを言う。

ア 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

イ 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

ウ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等（保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務を除く。））・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない

5 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(2) 令和04・05・06年度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）または、北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会 欧米豪・東南アジア誘客部会を構成するいずれかの自治体（金沢市、松本市、高山市、南砺市、白川村）の令和6年度入札参加資格を有すること。

(3) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

6 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和6年6月19日（水）
イ 質問書の提出期限	令和6年6月27日（木）正午まで
ウ 参加表明書提出期限	令和6年7月1日（月）正午まで
エ 企画提案書提出期限	令和6年7月3日（水）正午まで

※予定が変更する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～エについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 会社概要

エ 令和04・05・06年度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）または、北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会 欧米豪・東南アジア誘客部会を構成するいずれか一の自治体（金沢市、松本市、高山市、南砺市、白川村）の令和6年度入札参加資格を有することがわかる書類の写し

(3) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式3）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

質問を受けた場合は、質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を3つ星街道公式サイトで公表する。（<https://mitsuboshi-kaidou.jp/>）

送付先電子メールアドレス：osd@city.takayama.lg.jp

※ メールタイトルは「（会社名）北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会ドイツ市場向けプロモーション事業」とする。

(4) 企画提案書の提出

下記の提出書類について、提出期限までに事務局へ持参又は郵送により、必要部数を提出すること。

ア 提案書類提出書（様式4）・・・1部

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め）・・・社名入り1部、社名無し6部

ウ 企画提案書の電子データ（CD又はDVD）・・・社名入り1部、社名無し1部

エ 業務協力予定書（様式5）・・・1部

※共同提案を予定している場合のみ

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を、企画提案書提出期限までに提出すること。

7 企画競争実施に際しての留意事項

(1) 本事業については、1社につき1提案のみとする。

(2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。

(3) 企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則認めない。

(4) 社名無しの企画提案書については、提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

(5) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とする。

(6) 提出のあった申込書類は返却しない。

(7) 特定されたことにより、発注者との契約関係が生じるものではなく、別途会計法令に基づく契約手続きが必要となる。

(8) 本契約により製作された制作物の著作権は本部会に帰属するものとする。

8 選定方法

「北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会ドイツ市場向けプロモーション事業企画競争実施委員会」の書面による審査において、評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。なお、提案者が多数の場合、事務局において1次審査を行う。

(1) 評価項目及び内容

別紙のとおり

(2) 参加資格の確認

参加資格については、「5 参加資格要件」に基づき確認を行う。

(3) 委託相手方の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本部会と委託候補業者による協議により決定するため、企画提案書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「5 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

エ 企画提案書の提出が1社のみとなった場合、評価基準を満たしている場合はその事業者を特定事業者とする。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合

(5) 部会長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

11 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本部会が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本部会が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本部会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本部会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1.2 問合せ先

担 当 北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会

欧米豪・東南アジア誘客部会 事務局

高山市飛騨高山プロモーション戦略部観光課 河合

住 所 〒506-8555 高山市花岡町2-18 高山市役所本庁舎2階

TEL 0577-35-3346

FAX 0577-35-3167

e-mail osd@city.takayama.lg.jp